ダイオキシン類濃度測定結果　　1.大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

事業場No.	事業場名	所在地		施設No.	ダイオキシン類（排出ガス）			ダイオキシン類（燃え殻）			ダイオキシン類（ばいじん）			備考
					試料採取日	測定結果（ng-TEQ/m3N）	基準	試料採取日	測定結果（ng-TEQ/g）	基準	試料採取日	測定結果（ng-TEQ/g）	基準	
1	池田市クリーンセンター	池田市桃園２－３－２	1号炉	1	R7.10.24	0.00017	5	R7.5.1	0.0023	3	R7.5.1 R7.8.13 R7.10.24 R8.1.16	0.78 0.72 0.63 0.65	－	ばいじんはキレート処理、R7.10.24以外は3号炉と混合
			2号炉	2	R7.5.28	0.00026	5	R7.8.13	0.00035	3	－	－	－	－
			3号炉	3	R7.8.13	0.0052	5	R7.9.9	0	3	R7.5.1 R7.8.13 R8.1.16	0.78 0.72 0.65	－	ばいじんはキレート処理、1号炉と混合
2	池田市下水処理場	池田市ダイハツ町３－１		4	R7.5.15	0.0000049	5	－	－	－	R7.11.5	0.0013	3	流動床炉 （燃え殻は発生しない）
3	箕面市環境クリーンセンター	箕面市粟生間谷2898－1	A炉	5	R7.11.17	0.0013	1	－	－	3	R7.4.8 R7.7.8 R7.10.7 R8.1.6	0.33 1.0 1.0 0.50	－	・ばいじんは薬剤処理、 B炉及び動物炉と混合
			B炉	6	R7.5.26	0.041	1	R7.4.8 R8.1.6	0.0051 0.0015	3	R7.4.8 R7.7.8 R7.10.7 R8.1.6	0.33 1.0 1.0 0.50	－	・排出ガスは動物炉と混合 ・ばいじんは薬剤処理、 A炉及び動物炉と混合
			動物炉	7	R7.5.26	0.041	10	R7.4.8	0.0000077	3	R7.4.8 R7.7.8 R7.10.7 R8.1.6	0.33 1.0 1.0 0.50	－	・排出ガスはB炉と混合 ・ばいじんは薬剤処理、 A炉及びB炉と混合

・本表の「基準」とは、法第8条及び規則附則第2条に基づく排出基準をいいます。
・施設の構造により燃え殻又はばいじんが発生しないなど測定対象物がない場合、測定結果欄に「－」と記載。
・排ガスの集合処理や、燃え殻・ばいじんの混合処理などをしている場合は、備考欄にその旨記載。

ダイオキシン類濃度測定結果　　2.水質基準適用事業場

事業場No.	事業場名	所在地	特定施設の種類	試料No.	試料採取日	ダイオキシン類（排出水）		備　考
						測定結果（pg-TEQ/L）	基準	
1	池田市下水処理場	池田市ダイハツ町３－１	灰の貯留施設 廃ガス洗浄施設 下水道終末処理施設	1	R7.5.15	0.0025	10	

・本表の「基準」とは、法第8条及び規則附則第2条に基づく排出基準をいいます。